

財関第1047号  
平成14年12月17日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田村 義雄

### 特例法基本通達の一部改正について

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の附属書（ATAカルネの様式）の改正（平成14年12月18日発効）に伴い、特例法基本通達の一部を下記のとおり改正し、平成14年12月18日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、様式改正に係る経過措置として、改正勧告の発効後2年間（平成16年12月17日まで）は旧様式の使用が認められているので留意されたい。

### 記

特例法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第103号)の一部を次のように改正する。

1. 第5章の0-2中「平成8年3月31日現在」を「平成14年6月30日現在」に改め、「アルジェリア」の次に「、アンドラ」を、「オーストリア」の次に「、ベラルーシ」を加え、「ドイツ連邦共和国」を「ドイツ」に改め、「マルタ」の次に「、モロッコ」を加え、「モーリシャス」を「モーリシャス、メキシコ」に、「ニュージーランド」を「ニュー・ジーランド」に改め、「ルーマニア」の次に「、ロシア」を加え、「スロバキア」を「スロヴァキア」に、「南アフリカ」を「南アフリカ共和国」に改め、「タイ」の次に「、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国」を加え、「チュニジア」を「テュニジア」に改め、「アメリカ合衆国」の次に「、ユーゴスラヴィア」を加え、「(56か国)」を「(63か国)」に改める。
2. 第5章の3-1の(注)の表を別紙1のように改める。
3. 第5章の3-2の(2)のホ中「物品表の「」を「総合物品表の「」に改め、同号のヘ中「物品表」を「総合物品表」に、「「……証書」欄」を「「証書……」欄」に、「「続き用紙番号……」欄」を「「総合物品表続き用紙番号……」欄」に改める。
4. 第5章の3-3の(1)のハ中「「ATAカルネの番号」等」を「「カルネの番号」

- 等」に改め、同号の二中「輸入証書の(B)」を「輸入証書のF」に改め、同項の(5)及び(6)中「物品表」を「総合物品表」に改める。
5. 第5章の3 - 4の(1)の口の表の処理の欄中「物品表」を「総合物品表」に改める。
6. 第5章の3 - 6の(2)のト中「物品表の「」を「総合物品表の「」に改め、同号のチ中「物品表」を「総合物品表」に、「「.....証書」の欄」を「「証書.....」の欄」に、「「続き用紙番号.....」の欄」を「「総合物品表続き用紙番号.....」の欄」に改める。
7. 第5章の3 - 8の(1)の口の表の処理の欄中「物品表」を「総合物品表」に改め、同項の(3)中「(C)の5の欄」を「Hのe)の欄」に改める。
8. 第5章の3 - 9の(3)の二中「物品表」を「総合物品表」に改め、同号のホ中「物品表」を「総合物品表」に、「「...証書」及び「続き番号.....」の欄」を「「証書...」及び「総合物品表続き用紙番号.....」の欄」に改める。
9. 第5章の3 - 10の(2)のイの(二)中「物品表」を「総合物品表」に改め、同号の(ホ)中「続き用紙の「...証書」及び「続き用紙番号.....」の」を「総合物品表の続き用紙の「証書...」及び「総合物品表続き用紙番号.....」の」に改め、同項の(6)中「物品表」を「総合物品表」に改める。
10. 第5章の3 - 13の(1)中「保税運送用シート（保税運送控え及び保税運送証書が一連となっているもの）2通（承認用、到着証明用）」を「保税運送控え及び保税運送証書各2通（承認用、到着証明用）」に、「当該シートの保税運送証書」を「当該保税運送証書」に改め、同項の(2)のホ中「物品表の「」を「総合物品表の「」に改め、同号のヘ中「物品表」を「総合物品表」に、「「.....証書」欄」を「「証書.....」欄」に、「「続き用紙番号.....」欄」を「「総合物品表続き用紙番号.....」欄」に改め、同項の(4)中「保税運送証書及び保税運送控え」を「保税運送控え及び保税運送証書」に、「保税運送用シート（保税運送控え及び保税運送証書）」を「保税運送控え及び保税運送証書」に改め、同号の口の表の処理の欄中「物品表」を「総合物品表」に改め、同項の(5)中「到着証明用の保税運送用シートの保税運送証書及び保税運送控え」を「保税運送証書及び保税運送控え」に改める。
11. 第5章の4 - 1中「国際商業会議所（ICC: International Chamber of Commerce）」を「世界商工会議所連盟（WCF: World Chambers Federation）」に改める。